蓄電池仕様確認チェックシート

申請者氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 蓄電池の仕様について、(1)～(6)を満たすこと。 | チェック欄 |
| (1) | リチウムイオン蓄電池である。 |  |
| (2) | 家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh未満）である。 |  |
| (3) | 初期実効容量※１が1.0kWh 以上である。 |  |
| (4) | 蓄電容量が、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量である。 |  |
| (5) | 蓄電池部とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものである。（システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。） |  |
| (6) | メーカー保証※２及びサイクル試験による性能の双方が10 年以上の蓄電システムである。 |  |
| (7)～(11)について、所定の表示※３がなされていること。 |
| (7) | 初期実効容量 |  |
| (8) | 定格出力 |  |
| (9) | 出力可能時間 |  |
| (10) | 廃棄方法 |  |
| (11) | アフターサービス |  |
| 安全基準について、(12)～(14)を満たすこと。 |
| (12) | 蓄電池部について、JIS C 8715－2又はIEC62619の規格を満足している。 |  |
| (13) | 蓄電システム部について、JIS C 4412 の規格を満足している。（ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412－1 若しくはJIS C 4412－2※４の規格も可とする。） |  |
| (14) | 震災対策基準について、蓄電容量10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関※５の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものである。 |  |

※１初期実効容量

JEM1511またはJIS C 4413の規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※２メーカー保証

蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※３所定の表示

　(7)製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」またはJIS C 4413を参照すること）

　(8)蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。

　(9)①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MW のいずれかとする。

(10)使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(11)国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

※４JIS C4412-2

要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※５第三者認証機関

電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。